

令和2年度湧別町保健医療福祉協議会

第1回障がい者部会 会議録

日 時 令和3年1月18日（月）10時00分～

場 所 湧別町保健福祉センター会議室

(会議次第)

1. 開会
2. 部会長・副部会長の選出
3. 部会長挨拶
4. 協議事項
「第6期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画、第2期湧別町障がい児福祉計画」(令和3年度～令和5年度)の策定について
5. 今後のスケジュール
6. 閉会

(出席委員)

西川仁史委員、後藤哲司委員、深澤一博委員、野津玲子委員、城岡克利委員、中川哲夫委員、檜山淳子委員、篠田悟委員、三好信一委員、石川克己委員
計10名

(欠席委員)

なし

(事務局)

町福祉課長 大塚幸夫、福祉グループ主幹 前野和憲、
福祉グループ主査 本田渉子

(傍聴者)

なし

(協議てん末)

(1) 部会長・副部会長の選出

部会長 篠田 悟 委員
副部会長 石川 克己 委員

(2) 諮問事項

「第6期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画、第2期湧別町障がい児福祉計画」(令和3年度～令和5年度)の策定について

○議長 篠田部会長

○議案説明 事務局 福祉グループ 主査 本田

議案資料に基づき概要説明

○意見・質疑

●バス・ハイヤーの通院費助成制度について

後藤委員：

通院費助成事業について、バスとハイヤーがありますが、バスの方は実績がない状況が続いているようです。

対象者が違うなどの理由があるのだと思いますがハイヤーの制度の方が使い勝手が良いのではと感ずるので、バスの利用がないのであれば制度を一つにしてもいいのではと感ずります。

事務局（担当者）：

ハイヤーの制度の対象となる方は、下肢・体幹・視力に障がいがありバスのステップが上がれない等でバスが利用できない方となり対象者が別となります。

事務局（課長）：

この制度については、高齢者を対象とした同様の制度がありそちらとの兼ね合いもあります。

また、ハイヤーの方は対象者がかなり限定されるため通院費の助成を受けたいというニーズがあっても掬えない方が出てきます。

今後も検討はしていきますが、通院費助成制度については、バスとハイヤーの2本立てで行かせていただければと考えます。

部会長：

今後の実情を踏まえて次期にまた検討ということできるとはあえずはこのままということではよろしいでしょうか？

委員全員：

異議なし

●第3章施策の方向と主要施策1. 地域生活の支援体制の充実（2） 保健・医療【主要な施策】②障がいの原因となる疾病等の予防・治療の内容について

深澤委員：

第5期計画では、

『・生活習慣病の予防など、中高年期の予防対策の充実』

と簡潔な説明となっております、

第6期計画案では、

『○障がいの原因となる疾病等を予防するための妊産婦や新生児・

未熟児に対する相談支援や発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査などの実施及び子育て支援を行う母子保健活動の充実の支援に努めます。

○障がいが増重なる・他の症状が現れるなどのいわゆる二次障が

いの実態や原因の把握に努めます。』

とあります。

この第6期計画案の前段部分の考え方というのは、少し前に問題となった旧優生保護法の発想に通じるものではないかと思い、私はこの表現の仕方は嫌なものに感じます。

今は妊娠時点で障がいの有無がわかる時代であります。障がいがあるとわかった時にどうするのか、逆に言うと障がいのある方が妊娠した時にどうするのか、そうならないために不妊治療をしたのが旧優生保護法の考え方です。

私には第6期計画案の記載の仕方がその旧優生保護法の考え方に似ているように感じます。

事務局（担当者）：

こちらの認識としては、発達の遅れについては早期発見し早期に療育につなげることが望ましいとされているところでありますので、乳幼児健診などで早めに発達の遅れを発見して早期に児童発達支援などの療育につなげるという意味合いで記載させていただきましたが、誤解を招くようでしたら、妊産婦等に言及している箇所を削除させていただきますがいかがでしょうか？

野津委員：

「予防するための」ということで、実際に妊娠段階で胎児に障がいがあると判明した時にどうにかするという内容ではないので、私はこの文章に問題はないと思います。

障がいの原因となる疾病を予防のためということと、児童の発達の遅れを発見した際にその子のためとなるように支援していくという内容なので、第6期案の記載内容で良いのではないのでしょうか。

深澤委員：

私は第5期の簡潔な内容のままであれば違和感を覚えませんが、第6期案のように未熟児にまで言及してしまうと余計な気がする。

妊産婦・新生児・未熟児まで書かれてしまうと私は何か嫌な気持ちがあります。

事務局（課長）：

担当者の意向としては、第5期計画では簡素すぎるためもう少し具体的に記載した方が良いのではないかと考え、今回このように記載したとのことであります。

今のところ、このままでいいというご意見と第5期計画の記載内容に戻した方がいいというご意見をいただいております。

他の委員のご意見を伺った上でどのようにしたらよいのか対応したいのですがいかがでしょうか？

石川委員：

関わっている事業所の立場として、発達障がい早期発見は非常に重要であると考えます。

というのも、年齢が上がるにつれ関係機関につながる、制度を利用するといったことが難しくなってくるからです。

親が自分の子供が発達障がいであることを受け入れることは時間がかかることが多く、なるべく早く診断を受け、親もなるべく早く受け入れて、関係機関などにつながることがその子の成長にとって重要であると携わっていて感じます。

計画の文言についての是非は別として、早期発見・早期支援は大切なことなので内容に入れてもいいのではないかと思います。

深澤委員：

計画にも障がい者の社会参加とありますが、軽度の障がいをお持ちの方が社会に出れば結婚する可能性も当然あると思います。そうした時に偏見が生まれないのかということをお願いしたいのです。

部会長：

他にご意見はありますか？

みたところ、第6期案は第5期に比べて、問題となっている箇所以外も具体的な内容となっていると感じます。

後藤委員：

私は第6期計画の内容はわかりやすくいいと思います。具体的でわかりやすくなっていると思います。

事務局（課長）：

深澤委員からご指摘いただきましたが町としてはこの記載内容で問題ないのではないかとご理解いただけるのではないかと考えています。

他に修正すべきというご意見があるのであればお伺いしたいのですが。

部会長：

深澤委員は第5期計画の記載内容に戻した方がいいというお考えにお変わりないでしょうか？

事務局（課長）：

深澤委員のご意見もわかりますが、第6期の表現でも良いのではと思いご提案させていただいておりますがいかがでしょうか？

部会長：

第6期案の文言を変えるべきという意見とそのままでよいという2つの意見があります。

決を採らせていただきます。

第6期の文言は素案のままで良いという方は挙手願います。

西川委員、後藤委員、野津委員、城岡委員、中川委員、檜山委員、三好委員、石川委員（8名）の挙手あり

部会長：

第6期計画の文言は素案のままということにさせていただきます。

●第6期案の第5章計画における成果目標について

深澤委員：

第6期計画案の36ページから39ページ、第5章計画における成果目標について、『具体的な目標は定めません。』や『数値目標は設定しません。』とあります。

目標を定めないと逃げるのではなく、「やります。」と明確にうたうべきではないでしょうか。

あくまでも計画なのだから、逃げずに「湧別町につくります。」「設立します。」というべきであると思います。はっきりとした意思表示が必要なのではないのでしょうか。

西川委員：

『具体的な目標は定めません。』や『数値目標は設定しません。』という言い回しが不快感を覚えさせるのだと思うので、そこを削除して『努めます。』『進めます。』と言い切れれば良いのではないかと考える。

事務局（担当者）：

数値目標等を定めるようにという国の基本指針がありますが、具体的な目標を定めてしまうと地域の実情を考えて実現からほど遠い目標となってしまいうことが多く、実現できない可能性の高い計画を立てることが適切ではないのではないかとこの考えもありまして、このような文言としました。

適切ではないということでしたら、『具体的な目標は定めません。』などの文言は削除させていただきますがいかがでしょうか？

部会長：

あくまで成果目標というものに対して実現が厳しいものに関しては具体的な目標が定められないという考えのもとで『具体的な目標は定めません。』などといった文言を使ったということでした。

西川委員から『具体的な目標は定めません。』などの文言を削除し、例えば『検討を進めることとする。』などとすればそれが一応の目標設定にもなるのではないかとのご意見をいただき事務局もそれで問題ないということではありますが他にご意見はありますか？

委員全員：

異議なし

部会長：

他にご意見ありますか？

委員全員：

なし

(3) 計画案の修正

1) 36 ページ7行目

本町としては、既存の自立支援協議会である障害者ケア会議を活用した町単独での設置もしくは近隣町との共同設置に向けて検討を重ねるなど、できるだけ早期に設置できるよう努めることとし、具体的な目標は定めません。

↓

が、既存の自立支援協議会である障害者ケア会議を活用した町単独での設置もしくは近隣町との共同設置に向けて検討を重ねるなど、できるだけ早期に設置できるよう努めることとします。

2) 36 ページ下から5行目

本町及び近隣市町村の現状を勘案すると、社会的資源の不足などから依然として早期の整備は難しい状況ではありますが、引き続き、近隣市町村との共同整備を本町の基本的な考え方とした上で課題を洗い出し、整備の方向性の決定・対応策の検討を行えるよう、北海道が示す保健医療福祉圏域である遠紋地域の市町村との連携を進めることとし、具体的な目標は定めません。

↓

本町及び近隣市町村の現状を勘案すると、社会的資源の不足などから依然として早期の整備は難しい状況ではありますが、引き続き、近隣市町村との共同整備を本町の基本的な考え方とした上で課題を洗い出し、整備の方向性の決定・対応策の検討を行えるよう、北海道が示す保健医療福祉圏域である遠紋地域の市町村との連携を進めることとします。

3) 37 ページ9行目

本町においては、令和5年度中に2人が一般就労へ移行することを目標とします。また、サービス種別ごとでは、これまでの実績などから、就労移行支援事業を通じての移行を2人とし、就労継続支援事業を通じての移行は見込みません。

↓

本町においては、令和5年度中に2人が一般就労へ移行することを目標とします。また、サービス種別ごとでは、これまでの実績などが

ら、就労移行支援事業を通じての移行を2人とします。

4) 37ページ下から2行目

本町においては、町内はもとより近隣市町村に就労定着支援サービスを提供する事業所が存在しないことから、国の基本指針によらず、数値目標は設定しません。

↓

町内及び近隣市町村に就労定着支援サービスを提供する事業所は存在しませんが、事業所等との連携を密にして適切なサービス利用を促進します。

5) 38ページ4行目

本町には就労定着支援サービスを提供する事業所が存在していないことから、数値目標は設定しません。

↓

本町には就労定着支援サービスを提供する事業所が存在しません。

6) 38ページ下から5行目

本町としては、保育所等訪問支援の実施可能な児童発達支援センターの設置を想定することで児童発達支援センターの設置と保育所等訪問支援の利用体制の構築に同時に取り組むこととし、引き続き、遠紋圏域等の圏域での児童発達支援センターの設置を本町の基本的な考え方として、近隣市町村と連携しながら検討を進めることとし、具体的な目標は定めません。

↓

本町としては、保育所等訪問支援の実施可能な児童発達支援センターの設置を想定することで児童発達支援センターの設置と保育所等訪問支援の利用体制の構築に同時に取り組むこととし、引き続き、遠紋圏域等の圏域での児童発達支援センターの設置を本町の基本的な考え方として、近隣市町村と連携しながら検討を進めることとします。

7) 39ページ11行目

本町としては、引き続き、遠紋圏域等の圏域での確保を本町の基本的な考え方として、近隣市町村と連携しながら検討を進めることとし、具体的な目標は定めません。

↓

本町としては、引き続き、遠紋圏域等の圏域での確保を本町の基本的な考え方として、近隣市町村と連携しながら検討を進めることとします。

8) 39ページ下から4行目

本町の実情を勘案すると新たに協議の場を設置することは困難であることから、既存の自立支援協議会である障害者ケア会議の活用も

含めて、引き続き、関係機関と協議・連携しながら協議の場の設置及びコーディネーターの配置に向けて検討していくこととし、具体的な目標は定めません。



本町の実情を勘案すると新たに協議の場を設置することは困難であることから、既存の自立支援協議会である障害者ケア会議の活用も含めて、引き続き、関係機関と協議・連携しながら協議の場の設置及びコーディネーターの配置に向けて検討していくこととします。

(4) 今後のスケジュール

- 1) 今回の協議事項を踏まえ計画案を修正し各委員へ郵送。
他に、意見・質疑などがあれば事務局へ連絡いただく。
※各委員より協議が必要な意見・質疑が出た場合は部会を開催。
- 2) 2月上旬からパブリックコメントの実施。
※パブリックコメントを経て意見があり、協議が必要な場合は3月上旬に部会を開催。